

長浜市消毒用肩掛け式噴霧器貸出しに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、台風、集中豪雨等による床上浸水及び床下浸水の水害発生時に、衛生状態の悪化による感染症や食中毒の発生を予防するため、被災者に肩掛け式噴霧器(以下「噴霧器」という。)の貸出しを行い、被災者自らが消毒作業を実施することにより、本市域における衛生的な生活環境を保持することを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 噴霧器の貸出対象者は、市内にある住居が水害により被災した者とする。

(申込等)

第3条 噴霧器を借り受けようとする者(以下「借用者」という。)は、長浜市消毒用肩掛け式噴霧器借用書(別記様式)により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当であると認めるときは、市民生活部環境保全課(以下「環境保全課」という。)又は北部振興局福祉生活課(以下「福祉生活課」という。)において、噴霧器の貸出しを行うものとする。

(貸出期間及び返却)

第4条 噴霧器の貸出期間は、貸出日を含め3日以内とし、使用後は洗浄したうえで速やかに返却しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認める場合はこの限りではない。

(使用料等)

第5条 噴霧器の使用料は、無料とする。ただし、消毒液等の使用上必要となる消耗品等は借用者の負担とする。

(使用上の注意)

第6条 借用者は、噴霧器の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 噴霧器の取扱説明書を熟読のうえ、使用すること。

(2) 使用する消毒液は、逆性せっけん(塩化ベンザルコニウム)とし、取扱説明書に従って使用すること。

(3) 噴霧器に異常があったときは、直ちに使用を中止し、速やかに環境保全課又は福祉生活課に電話等で連絡すること。

(4) 噴霧器は適正に使用し、被災住居の消毒以外に使用しないこと。

(市の責任)

第7条 噴霧器の使用に関するあらゆる事故については、理由のいかんにかかわらず、市は一切の責任を負わない。

(転貸の禁止)

第8条 借用者は、噴霧器を第三者に転貸してはならない。

(損害賠償等)

第9条 借用者は、噴霧器を破損し、又は紛失したときは、借用者の負担において原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、噴霧器の貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。